

令和8年6月25日招集

第6回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和 8 年 第 6 回 狹 山 市 農 業 委 員 会 総 会

令和 8 年 6 月 2 5 日 (木曜日) 開催場所 狹山市役所 3 階 議会会議室

議事日程

- 1 開会 午後 2 時
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画(案)について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - (4) 狹山都市計画生産緑地地区の変更について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後 4 時

本日の出席農業委員 13 名

1 番 浅 見 誠 次	2 番 落 合 房 子	3 番 渡 邊 隆 夫
4 番 増 田 棟 順	5 番 堀 口 一 男	6 番 齋 藤 栄 一
7 番 森 田 依 見 子	9 番 室 岡 芳 浩	10 番 清 水 芳 則
11 番 大 野 博 文	12 番 下 村 辰 次	13 番 安 藤 千 鶴
14 番 増 田 茂		

(本日の欠席委員 1 名)

8 番 仲 川 知 範

本日の出席推進委員 8 名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主査 北山 誠也

事務局	定刻になりましたので、これより令和８年第６回狹山市農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたり、これまでどおりプロジェクターを使用してご確認いただきたく存じます。 議事の進行にあたり、ご意見等ございましたら、総会終了後に事務局へお願いいたします。 その他、配布資料としまして、 ・ 農業者年金制度のご案内 ・ R7 最適化活動の評価・点検 ・ 農業者年金加入推進マニュアル ・ 「農地等利用最適化の推進施策に関する意見」 に対する対応結果 ・ 活動記録簿（最適化推進委員のみ） となります。 以上です。
局 長	本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第２７条第３項の規定により、成立していることを報告いたします。 また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第２条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。 これより第６回狹山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。
会 長	【会長の挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事の進行をお願いいたします。
議 長	これより、第６回狹山市農業委員会総会を開催します。 始めに『狹山市農業委員会会議規則』第８条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。 今回は、議席番号５番 堀口 一男 委員と６番 齋藤 栄一 委員にお願いします。 なお、８番 仲川委員につきましては所用により、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。 先ずは、第６回総会の概要について事務局から説明してください。
事務局	お手元の資料をご確認ください。本日の議題は全部で３議案となります。 なお、議案第１号における農用地利用集積等促進計画（案）については、農業振興課よりご説明申し上げます。

事務局	次に、地区別許可申請等一覧をご覧ください。 農用地利用集積等促進計画が、受人単位で入曽地区 1 件です。 農地法第 3 条許可申請が、奥富地区 1 件です。 農地法第 4 条許可申請はありません。 農地法第 5 条許可申請が、奥富地区 2 件、柏原地区 3 件です。 以上です。
議 長	はじめに、『議案第 1 号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画について』を議題とします。 先に「農用地利用集積等促進計画について」農業振興課からの説明を求めます。
農振課	【農用地利用集積等促進計画についての説明】
議 長	説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。 無いようでしたら、本計画について承認するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『承認』します。 事務局は、然るべき処理を進めてください。 農業振興課は、退室いただいて結構です。 【農業振興課の退室】 続いて、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。 入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。
推進委員	1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）
議 長	ありがとうございました。 次に、『議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局	議案第 2 号について、ご説明いたします。 受人は下奥富に在住の方、渡人は故人の相続財産であり、相続人不存在のため川越市に事務所をおく相続財産管理人である弁護士です。 土地の所在は大字下奥富字久保田 外 2 筆、地目は全て田、地積は合計で 5, 2 2 0 m²。 本件におきましては、法第 3 条第 2 項第 1 号における全部効率要件について、本人名義での農地の所有はありませんが、父親のもとで農業を行っており、今後はサツマイモやジャガイモを作付け予定です。 法第 3 条第 2 項第 4 号における常時農業従事要件については、申請人とその妻が 2 0 0 日としており、実績からも齟齬はなく、1 5 0 日以上を満たしております。 また、法第 3 条第 2 項第 6 号における周辺農業への支障についても無いものと思われ ます。 以上です。
議 長	議案第 2 号についてこれより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。
委 員	この場所は地域でも長年懸案となっている農地でして、申請人は、3 人兄弟の次男で、父親とともに農業を行っており、兄は建設業をしておりますが、そちらも手伝っています。今回は父親名義で農地を購入ではなく、本人も農業後継者として農地を取得したい希望があるようです。地域としては問題ないと考えます。
議 長	質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可』します。 次に、『議案第 3 号 農地法第 5 条に係る許可申請について』を議題とし、審議いたします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	今月の案件としまして奥富地区 2 件、柏原地区 3 件の申請がありました。 最初に奥富地区よりご説明いたします。 整理番号 1 番、2 番は関連がありますので同時にご説明いたします。 事業計画者は、さいたま市大宮区に本社を置く株式会社、所有者は下奥富に在住の方 外 5 名。 土地の所在は大字下奥富字弁天通、地目は全て田、地積は合計で 1 5, 0 2 8 m²。

事務局	(砂利採取：10,001㎡、表土等置場：5,027㎡) 転用目的は一時転用で砂利採取と表土等置場、1年間の賃貸借権設定です。 立地基準につきましては、農用地域に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 なお、転用面積が30アールを超えるため、県の常設審議会に意見を求めるものになります。 次に、柏原地区についてご説明いたします。 整理番号3番の事業計画者は、柏原に在住の方、所有者は柏原に在住の方です。 土地の所在は柏原字英、地目は畑、地積は198㎡。 転用目的は敷地拡張（離れ）で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、容易にこれらの便益を享受することができ、申請地からおおむね500m以内に柏原小学校と柏原中学校があるため、第3種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 なお、建築基準法では台所・浴室・トイレの水回りが全て揃っていると法的に独立した別の建物として扱われるため、離れでは3点のいずれかが欠けている必要があります。今回の申請では台所がありません。 次に、整理番号4番の事業計画者は、堀兼に本社を置く有限会社、所有者は柏原に在住の方です。 土地の所在は柏原字水久保、地目は畑、地積は615㎡。 転用目的は資材置場で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 次に、整理番号5番の事業計画者は、東京都板橋区に在住の方、所有者は狭山台に在住の方 外2名。 土地の所在は柏原字宮原、地目は畑、地積は1,983㎡。 転用目的は車両置場で、所有権の移転です。 立地基準につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、容易にこれらの便益を享受することができ、申請地からおおむ
-----	---

事務局	ね500m以内に水季野齒科と柏原診療所があるため、第3種農地に区分されます。 一般基準につきましては、事業実施の必要性・確実性、適正な面積、他法令との調整、周辺への影響、被害防除措置、適正な用途などを総合的に判断し、適当であると考えます。 以上です。
議 長	最初に整理番号1番・2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	今回の申請は、昨年一時転用のあった場所と同じで、2期工事目となります。 前回は南側が砂利採取、北側が表土置場でしたが、今回は逆になります。 現地調査の際に、申請人と話をすることができましたが、周囲の雑草の管理等をお願いします。問題ないと考えます。
議 長	整理番号1番・2番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
担当委員	図面を確認したところ、明らかにキッチンを置くスペースがあつて、過去の相談の理由書を見ても、離れではなく義理の父が住む家ではないですか。 まだ、母屋が出来て間もないのに離れを作るのには違和感しかない。 ローンも全て申請人が組むんですよね。
事務局	先ほどの説明のとおり、建築基準法の条件ではキッチンがないため離れとなります。
担当委員	建築確認が済んでしまえばキッチンを付けて利用するのは明らかじゃないですか。
事務局	他法令も含めて適法に利用していただく前提で、現在の申請内容で判断するしかなく、違法性がなければやむを得ないものと考えます。
担当委員	納得いきませんがわかりました。 本申請の現地を確認したところ、申請地は休耕地でした。 立地基準は第3種農地であると考えます。以上です。
議 長	整理番号3番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

議 長	次に、整理番号４番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
担当委員	本申請の現地を確認したところ、申請地は休耕地でした。 立地基準は第２種農地であると考えます。一般基準などと合わせて総合的に判断すると農地転用はやむを得ないものと思われます。以上です。
議 長	整理番号４番について、質疑、意見はありますか。 質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 次に、整理番号５番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
担当委員	この申請は申請人の住所が都内になっているが、理由書では柏原に住んでいることになっている。 法人名義の申請でもない。どれくらいの会社の規模なのかもわからないなかで審査もなにもないのではないですか。
事務局	住所に関しては代理人に確認したところ、柏原にはこれから住むとのことで、理由書の補正指示をしております。
担当委員	所沢市でやっている会社の画像はですか。 (画像の表示) 会社と置いてある車両はこのような状況です。今回の申請地では５０台分となっておりますが、現地ではそこまで停めていない。 また、見積書は北海道の会社で、施工には５００万円かかるが値引きが４００万円となっている。この内容では審査ができないのではないですか。
事務局	車両の数は理由書において、知人の所に置かせてもらっているとのことで、根拠の台数は資料の補正指示をしておりますが、説明からは台数の根拠は示されております。 また、見積書については、支社が関東にあるとのことで、施工の算定は単価によって算出されるため、高く金額は出てしまいましたが、自社施工で値引きされているものとのことです。
委 員	現地調査に行ったら、既に看板が立っていた。もうやること前提じゃないですか。
事務局	看板は開発指導要綱において、事前の周知が必要であり、指導のもとで行っています。
委 員	審査が出来ない状況であれば保留したらどうですか。
事務局	書類に不備はなく、保留するには正当な理由が必要であると考えます。
委 員	隣接農地への影響はどのようなのですか。
事務局	先ほど開発の指導要綱の話をしました。他法令においても調整が必要な案件で、雨水が隣地に流出しないように中央に雨水トレンチを入れて、傾斜をつけてそちらに流入するようにしてあります。また、緑地面積も指導のもとで確保しております。

事務局	また、隣地の農地の所有者からは今回の転用についての同意書をもらっています。
議 長	反対するには主観的な意見ではなく、それなりの理由が必要です。
事務局	許可については埼玉県がするものになります。農業委員会では意見を付けるのみになりますが、意見については、出ている申請書類に対して適法であるか、また、農地利用の最適化の視点から、これからの狭山市の農業がこの転用によって影響が生じるのか、そのために農家の代表機関である農業委員会の意見を付すこととなっております。保留にする場合や不許可相当とする場合には、合理的な説明が必要であると考えます。
委 員	私は反対です。営業規模もわからないなかで賛成はできない。
委 員	土地の所有者の視点から、やむを得ないものとも思いますが、県への意見書にはこういった意見が出ているということを付すことはできるのですか。
事務局	意見書は作文するようなものではなく、様式が定まっております。 この中では何種農地であるとか、一般基準は満たしているのかとか、そういったものを記載するものとなっておりますが、個々で意見があったことは県にお伝えしたいと思います。
担当委員	現地を確認したところ申請地は休耕地でした。 立地基準は第3種農地であると考えます。以上です。
議 長	整理番号5番について、他に質疑、意見はありますか。 反対の意見もあっても良いと思います。 多数決での採決になるため、全員一致でなくとも。 それでは、質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。 賛成の方の挙手を願います。 挙手多数です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。 以上をもちまして、本日の議題は終了しました。 次に、協議・報告事項に移ります。 質疑につきましては、全ての報告が終了した後一括して受け付けます。 それでは、1番から順次、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項1「農地法の規定による届出について」 ご報告いたします。 スライドをご覧ください。今回は4条・5条の届出は1件もありませんでした。 ・法第3条届出 報告事項2「その他」について ・農地法第18条第6項の通知（合意解約） ・年金の資料について ・入曽地区の鶏舎（違反転用）の経過報告

事務局	・令和7年度最適化の評価について ・「農地等利用最適化の推進施策に関する意見」に対する対応結果 ・3条の勉強会 以上になります。
議 長	質疑ございますか。 質疑はないようです。 その他、委員から何かありますか。 事務局から何かありますか。
事務局	特にはございません。
議 長	他にありますか。 無いようですので、これをもちまして第6回狹山市農業委員会総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。